

児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案要綱

第1 趣旨

この法律は、物価の高騰等により児童扶養手当の支給を受ける者の家庭が経済的に困難な状況に直面していること、所得による児童扶養手当の支給の制限により児童扶養手当の支給を受ける者の就労の抑制が生じていること等に鑑み、児童の福祉の一層の増進を図るとともに、受給資格者の就労を促進するため、児童扶養手当の額の増額等をするとともに、所得による児童扶養手当の支給の制限を緩和するために必要な措置について定めるものとする。

第2 児童扶養手当法の一部改正

1 児童扶養手当の額の増額に係る改正

- (1) 児童扶養手当の額は、一月につき、(2)の基礎額及び(2)の加算額を合計した額とする。
- (2) 基礎額は、児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等（以下「監護等児童」という。）一人につき一万円とし、加算額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。
 - ① 監護等児童が一人である場合 四万八千五十円
 - ② 監護等児童が二人以上である場合 監護等児童それぞれにつき次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額を合計した額
 - イ 監護等児童のうち一人 ①に定める額
 - ロ イの監護等児童以外の監護等児童 一万千三百五十円

(第五条関係)

2 児童扶養手当の額の自動改定に係る改正

1 (2)の基礎額並びに1 (2)①に定める額及び②ロに定める額について、全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド制を設ける。 (第五条の二関係)

3 児童扶養手当の支給の制限に係る改正

- (1) 所得により児童扶養手当の一部を支給しない場合にあつては、当該支給しない額は、1 (2)の加算額に相当する額を超えないものとする。
- (2) 所得による児童扶養手当の支給の制限をする場合におけるその所得には、受給資格者が母である場合にあつては、その監護する児童の父から当該母が支払を受けた当該児童の養育に必要な費用に係る所得を、受給資格者が父である場合にあつては、その監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から当該父が支払を受けた当該児童の養育に必要な費用に係る所得を含まないものとする。

(第九条関係)

第3 所得による児童扶養手当の支給の制限を緩和するために必要な措置

政府は、受給資格者の就労を促進する等の観点から、所得による児童扶養手当の支給の制限を緩和するために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第4 施行期日等

1 施行期日

この法律は、令和八年十月一日から施行する。ただし、第1及び第3並びに2及び3の経過措置の一部は、公布の日から施行する。(附則第一条関係)

2 検討

政府は、児童の属する世帯でこれに属する者の所得の合計額が所得により児童扶養手当の支給の全部が制限される額未満であるにもかかわらず、ひとり親世帯でないため児童扶養手当の支給対象とならない世帯があることに鑑み、当該世帯において育成される児童の心身の健やかな成長に寄与するための手当の創設について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第五条関係)

3 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、所要の規定の整備を行う。